

建設業退職金共済証紙の事務取扱運用

山口市上下水道事業管理者が発注する建設工事に係る建設業退職金共済制度の共済証紙の取扱いについては、山口市が発注する建設工事に係る建設業退職金共済証紙の事務取扱運用の例による。この場合において、「山口市長」とあるのは「山口市上下水道事業管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この運用は、平成22年4月1日から施行する。